

第二十四回国会 参議院文教委員会會議録第十四号

昭和三十一年四月十日(火曜日)午後二時二十四分開会

委員の異動

三月三十日委員最上英子君、鶴見祐輔君及び吉田萬次君辭任につき、その補欠として木村守江君、堀木鎌三君及び小野義夫君を議長において指名した。四月三日委員小野義夫君辭任につき、その補欠として吉田萬次君を議長において指名した。

國務大臣 高橋 道男君
竹下 豐次君
文部大臣 清瀬 一郎君
政府委員 人事院給与局長 瀧本 忠男君
自治庁行政部長 小林與三三君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
事務局長 常任委員 工樂 英司君
會専門員 會専門員 尾崎 朝實君

説明員

参事官内閣 總理大臣官房 審議官公務員 制度調査室 尾崎 朝實君

四月四日委員矢嶋三義君及び安部キミ子君辭任につき、その補欠として岡三郎君及び加瀬完君を議長において指名した。四月五日委員岡三郎君及び加瀬完君辭任につき、その補欠として矢嶋三義君及び安部キミ子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 飯島連次郎君
理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員

川口爲之助君
劍木 亨弘君
中川 幸平君
秋山 長造君
安部キミ子君
荒木正三郎君
村尾 重雄君
矢嶋 三義君
加賀山之雄君

○委員長(飯島連次郎君) これより文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

三月三十日最上英子君、鶴見祐輔君、吉田萬次君が委員を辭任され、その補欠として木村守江君、堀木鎌三君、小野義夫君が選任されました。四月三日小野義夫君が辭任されました。その補欠として吉田萬次君が選任されました。四月四日矢嶋三義君、安部キミ子君が辭任され、その補欠として岡三郎君、加瀬完君が選任されました。四月五日岡三郎君、加瀬完君が辭任され、その補欠として矢嶋三義君、安部キミ子君が選任されました。以上であります。

次に、理事吉田萬次君の委員辭任に伴う理事補欠互選を行います。互選の方法は、先例により委員長の指名によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(飯島連次郎君) 御異議ないと認めます。委員長は理事に吉田萬次君を指名いたします。

なほ、臨時教育制度審議会設置法案についての内閣委員会との連合審査は、去る四月四日をもって終了いたしました。今後は内閣委員会で審査されますが、内閣委員長は文教委員の委員外発言について了承しておりますから、念のため御報告をいたしておきます。

なお、本日の理事打合せについての御報告は時間の都合上、後に回すことにいたします。

○委員長(飯島連次郎君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を一括して議題といたします。

政府から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今回、政府から提出いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。この法案は、現在の教育委員会制度を改正いたしますとともに、地方公共団体における教育行政の組織、運営に諸種の改善を加えようとするものであります。

御承知のごとく、地方公共団体における教育事務は、その一部を除き教育委員会が担当しているのであります。この教育委員会は、まず昭和二十三年秋都道府県、五大市及び若干の市町村に設置され、昭和二十五年秋若干の市に設置された後昭和二十七年秋に至って全国すべての市町村に置かれたのであります。いわゆる六・三制の実施、教科内容の改善、社会教育の振興等に漸次その成果を上げて参つたのであります。

しかしながら、教育委員会制度は、占領下早急の間に他の諸施策とともに、採用、実施せられた制度でもあり、検討を加えなければならぬ問題を多数包蔵していたものと存するのであります。昭和二十七年全市町村に教育委員会が設置された後も、教育委員会制度に対する改正意見が、公けの機関やその他の機関または団体からいろいろと述べられて参つた次第であります。

政府は、かねてより、これら諸種の見解を慎重に研究し、教育委員会の実情をいろいろと検討をいたして参りましたが、この際現行の制度を再検討すべき点とあり、改むべき点は改め、加えるべき事項を付加して、新たな立法を行うこととし、この法案を作成いたしましたものであります。

この法律案を提出いたします点について、特に考慮を払いました重点は、次の二点であります。

第一に、地方公共団体における教育行政と一般行政との調和を進めるとともに、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保することを目標といたしました。

わが国の教育は、地方公共団体の努力に負うところがきわめて大きいのであります。すなわち、国立及び私立の学校を除いて、小中学校の義務教育はもとより、高等学校、幼稚園、さらには大学に至るまで、市町村や都道府県の手によって維持経営されておるのであります。すなわち、青少年教育、婦人教育を初め、各般の社会教育もそれらの地方公共団体の手によって推進されている

のであります。従つて、わが国の教育の振興をはかりますためには、これらの地方団体における教育行政の運営が中正かつ円滑に行われることが必要であります。

知事や市町村長は、申すまでもなく、民主的な公選による機関であります。が、本来独任制でありますから、教育のごとく中立を要求せられる事務については、別に合議制機関をもつて事務を担当せしめる必要がありま。

しかししてすでに述べましたごとく、教育の振興のために、わけても義務教育の普及をはかりましたために、教育に関する事務の相当な部分を市町村が担当しているものであります。学校その他の教育施設の整備だけでなく、学校の運営を管理、助成し、教職員の指導に努め、社会教育の振興をはかる上には、この市町村に期待するところ大きいものがあります。その上、町村合併の進展の結果、市町村の行政能力は強化されようとしてゐるのでありますから、この法律案は、都道府県のみならず、すべての市町村に合議制の執行機関として教育委員会を存置することとしたしました。

なお、従来の運営の実際にかんがみ、その組織及び権限に必要な改正を加えたのであります。すなわち、委員の選任方法は、直接公選の制度を改め、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すること等の措置を講ずるとともに、教育委員会と知事や市町村長との間の権限に調整を加えることとしたのであります。すなわち、いわゆる予算案、条例案の二本建制度を廃止しますとともに、教育財産の取得及び処分権限、教育事務に係る契約の

締結の権限、収入又は支出の命令の権限を、知事や市町村長に移すこととしたして、両者の関係を整頓し、地方公共団体における教育行政の円滑な運営とその振興をはかりたい所存であります。

第二に、この法案の重点をいたします点は、国、都道府県、市町村一体としての教育行政制度を樹立しようという点であります。

わが国の教育は、前にも述べました通り、都道府県、市町村の個々の地方団体の努力に負うてゐるのであります。が、それらは決して個々独自のものです。全体として国の教育を構成すべきものでありますから、まずもつて、国の教育としての必要な水準を保つるものであることの必要であることは、言うまでもありません。さらにまた、各都道府県ごとに、府県内の教育運営の調整がはからなければならぬことも、もちろんであります。この点を考慮いたしまして、現行の教育委員会法が、個々の地方団体ごとの教育事務の処理を強調してゐるにとどまるのに対し、この法案では次のごとく是正いたしておるのであります。

すなわち、小中学校の教職員等の人事権を都道府県の教育委員会が行使用することとしたのであります。これは、一つには、これらの教職員の適正な配置と人事の交流を促進するということを考慮したものであります。さらに、給与の負担団体と任命権者の属する団体とを一致させることとしたものであります。御承知の通り、教育委員会が市町村に設置されてから、都道府県内の教職員の適正配置に支障が生じたことは、広く各方面から指摘されたところでありま。

設置する学校でありましても、個々の市町村ごとに人事を管理することが無理であることの証左であります。また、現在都道府県が小中学校の教職員の給与を負担いたしておりましたことも、市町村の担当する義務教育等の振興をはかる上に、都道府県の協力が必要であることを物語つてゐるものであります。

今回、小中学校等の教職員の任命権を都道府県教育委員会に担当させようとすることは、これらの学校の運営を円滑に行う趣旨にはかなりません。しかしながら、都道府県の教育委員会が単独でこの任命権を行使いたすことは、事実上困難でございますので、市町村の教育委員会の内申を待つて行うこととしたすとともに、市町村立学校における教育は当該市町村の事業であること、これらの教職員は当該市町村に属する職員であることとからして、市町村の教育委員会は、これらの教職員の職務の監督を行い、その職務の遂行の適正を期すべきものとしたしておるのであります。

このほか、文部大臣及び教育委員会相互の間の関係を次のように考へておるのでござい。

現行制度のもとにおきましては、文部大臣や都道府県教育委員会は、都道府県または市町村に対して技術的な指導、助言または勧告の範囲を越えることはできないこととされてゐるのであります。このような現状を改めるため、文部大臣や都道府県教育委員会の積極的な指導的地位を明らかにいたしますとともに、文部大臣は、教育委員会や地方公共団体の長の事務処理に、法令違反

等の事由がある場合には、必要な是正措置を要求して、教育行政の適正な運営を確保いたしたい所存であります。また、教育長の任命につきまして、文部大臣なり、都道府県の教育委員会との承認を要することとしたいたす。このものは、教育委員会における教育長の地位に照らし、これにより教育行政の国、都道府県、市町村一体としての運営を期したいと考えたからにほかなりません。

以上が、この法案の基本的な考え方となつてゐるものであります。

なお、最後に、五都市に対する特例に付言をいたします。五都市に対しては、この法律で、教職員の人事権を大幅に法定委任いたしました。が、それは五都市の規模と能力にかんがみ、実情に即せようとする意図に出たものであります。

また、現行制度からの移行を円滑ならしめるため、本法の施行期日を本年十月一日といたしました。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同賜あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま一括議題となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、これは技術的なことばかりですけれども、一言説明させていただきます。

ただいま、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案の提案理由とその趣旨を御説明申し上げました通り、この法案によつて、教育委員会の委員の選任方法は、公選制によらず任命制に改められ、また市町村立学校の教職員

の任命権は、都道府県の教育委員会に属せしめられることとなり、さらに教育長の選任方法に変更が加えられましたが、教育財産の取得及び処分を地方公共団体の長が行うものとすること、文部大臣及び教育委員会相互の関係を明らかにし、指導機能を強化するとともに、文部大臣の教育に対する責任を明確にすること等の措置がとられることになりま。

以上、簡単にございしますが、この法案の提案理由を御説明申し上げます。何とぞ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案とあわせ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(飯島連次郎君) 本件の補足説明その他は後日に譲ります。

○委員長(飯島連次郎君) 次に教科書法案を議題といたします。政府から提案理由の説明を求めます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今回、政府から提出いたしました教科書法案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

教科書は、小学校、中学校、高等学校等において、教科の主たる教材として教授の用に供せられるものであります。はきわめて重要であり、次代国民の育成の上に多大の影響を有するものであることは、多言を要しないところと存じます。従つてその内容が適正であ

ることを要するのとはより、その採
択、発行、供給が公正かつ的確に行わ
れ、しかも価格が低廉である限り低
減であることが要請されるのでありま
す。

わが国現行の教科書制度は、御承知
の通り、終戦後の教育改革の一環とし
て実施されたもので、従前の国定制度
を撤廃し、この制度の発足がきま
めて早急の間に進められた事情もあり
まして、立法措置が不十分であり、制
度的にも不備を免れなかつたのであり
ます。すなわち、現行の教科書の発行に
関する臨時措置法は、戦後の用紙その
他の経済事情の不安定な時期に発行を
迅速確保ならしめるために制定された
ものであり、その名称の示す通り、臨
時立法の形式をとっておるのであり
ます。また検定、採択等についても政
令、省令等で各個別に規定するにすぎ
ないものであります。

しかし、この制度の実施の状況を
見ますに、用紙その他の事情が安定
するに伴い、発行者の数及び検定申請
の数は逐年増加し、ひいては教科書の
種類が多くなつて参りました。このこ
とは一面教科書の改善に資するところ
が多かつたのでありますが、他面、法
的不備と相俟つて、教科書の検定、採
択、発行等の各面におきまして各種の
問題点と、これに対する批判を生むに
至つたのであります。すなわち検定の
面においては、検定機構の不整備と検
定の粗雑、不適正が指摘せられ、採
択の面においては、発行者間の熾烈な競
争の結果、種々不公正な事態を誘発し
てゐるが批判されたこととてあります。
また教科書についての家庭の負
担をできる限り軽減すべきであるとの

要望も一方に高まつて参つたのであり
ます。以上申し述べましたような状況
にかんがみ、政府はかねてより、現行
教科書制度について早急に改善の措置
を講ずべく検討いたして参つたのであ
ります。が、教科書が学校教育上占める
重要な地位にかんがみまして、この問
題の取扱ひには特に慎重を期し、関係
方面の意見も聞きまして、この法案
を作成するに至つたのであります。

次にこの法案の要旨とすることを
申し上げます。

第一は、文部大臣による検定の制度
を維持いたし、同時に、検定の
公正かつ厳密を期するため、その機構
及び方法を整備改善したこととてありま
す。検定の機構につきましても、教科
書検定審議会を拡充強化するとともに
に、別途教科書調査職員を文部省に置
くこととし、調査機能の向上を期して
いるのであります。また、従来文部省
令にゆだねられておりました検定の手
続及び方法を整備して、これをこの法
案に明確に規定しました。検定に
有効期間の制度を設けることといたし
ました。

第二に、教科書の採択に関する規定
を整備して適正な採択方式を確立した
こととてあります。

従来採択に関する法律の規定が不備
でありましたため、實際上採択の方式
は区々にわたり、責任の所在も不明確
になるきらいがありました。この法
案により、学校の種別及び設置者の別
に従ひ、それぞれ適正な採択方式を明
確に規定することといたしました。特
に市町村立の小中学校につきまして
は、特別の採択方式を設けたのであり
ます。すなわち郡、市またはこれら

の区域を合せた地域を基準として採
択地区を設け、その地区ごとに置かれ
る教科書選定協議会の選定により、その
地区の実情に即し学年ごとに同一種類
の教科書が適正に採択せられるよう
にいたしたのであります。また、従来の
臨時の展示会制度を改め、常設の教
科書研究施設を置き、教科書の比較
検討の機会を十分に与えようとして
いるのであります。

なお採択に関する不公正行為につ
きましては、発行者または供給業者の採
択関係者等に対する利益の供与、採
択関係者等の組織的な利用等、採
択の公正を損なはせるおそれのある行為を禁
止し、その違反行為に對しては、一般刑
法の制裁のあるものとするのでありま
す。本法案におきましては別に登録
取り消し等を行ひ得ることを規定して、
従来とかくの批判のあつたこの種の行
為の排除を期してゐるのであります。

第三に、発行及び供給の確実、円滑
を期するため、所要の規定を整備した
こととてあります。教科書の発行者並
びにいわゆる特約供給業者につきまし
て、発行及び供給の事業の重要性と公
共性にかんがみ、新たに登録制度を設
け、これらの業者に対する規制と監督
の措置を規定いたしました。また、発
行者と登録教科書供給業者の教科書の
発行、供給に関する義務と相互の關係
を明らかに規定して、確実に迅速な発
行供給を期しようとしたのであります。
なお登録の取り消し、定価の認可基準等
教科書の発行供給に関する重要事項に
つき、文部大臣の諮問に依りて調査審
議に当らしめるため、文部省に教科書
発行審議会を置くこととしたのであ
ります。

第四に、教科書の価格の問題につ
いてであります。教科書が学校教育上必
要欠くべからざるものである点からい
たしまして、その価格の適正化をはか
り家庭の負担を軽減すべきことはもち
ろんのことであります。このたびの立
法に当りまして、この観点から発行
者の過度の宣伝行為の規制等により、
価格の低下に資するよう配慮いたして
おります。この法案におきまして、
定価は従来通り文部大臣の認可制とい
はしましたが、その認可の基準は、前
述の教科書発行審議会に諮問して慎重
に検討を行うこととした所存であり
ます。

最後に、教師用指導書について必要
な規制を加へることとしたこととてあり
ます。教師用指導書は、教師の学習指
導の手引として、特定の教科書の記述
に對して著作発行されているもので
、事実上教科書と並んで教育上重要
な機能を持つておるものであります。か
ら、その発行の場合に、文部大臣に提
出を要するものとし、教育上不適當な
箇所がある場合は、文部大臣が訂正勸
告をすることができるといたした
のであります。

以上のほか、この法律の円滑な運営
を確保するため、必要な事項につ
いて罰則を整備いたしました。従前の
規定によつて検定を与えられた図書
の有効期間の特例を定める等、所要の
措置を規定いたしましたのであります。
以上この法案の趣旨について
申し上げました。何とぞ慎重御審議の
上、すみやかに賛同賜わらんことをお
願い申し上げます。

○委員長(飯島連次郎君) 本件に關
する補足説明その他は後日に譲ります。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、教職
員の地域給問題を議題といたします。
本件に關しては、文部当局のほか、人
事院給与局長瀧本忠男君、自治庁公務
員課長角田禮次郎君、間もなく出席の
予定であります。なお、淺井人事院総
裁は後刻出席の見込みでございます。
倉石國務大臣は本日出席困難の旨
回答がございました。

○荒木正三郎君 質問に入る前に資料
を文部省に要求をいたしておきます。
それは学芸大学を本年の三月卒業した
者のうち、どれくらいの人数が就職を
して、それからどれくらいの人数が就
職できていないか、これは学芸大学及
び大学の教育学部、それを学校別に資
料を作成して、来週の火曜日に本委員
会に提出してもらいたいということ
を要望しておきます。委員長におい
ては、なるべく取り計らいをお願いいた
します。

○委員長(飯島連次郎君) ただいまの
資料要求に對しまして、文部当局にお
かれましては来週の火曜日に提出でき
ますか。

○政府委員(緒方信一君) 今の主管が
大学局でございますので、私歸りまし
てよく相談いたしますけれども、来週
火曜日に御要求の全部の書類が整いま
すかどうか、よく相談をいたして、また
御返事申し上げますが、な
るべく早く提出することになります。

○荒木正三郎君 私一週間の期間を置
いてあるのです。

○矢嶋三善君 資料について……、た
だいま荒木委員から資料要求があり
ましたが、どうもどういふ事情に基
づいてか、要求した資料の提出が非常
に遅延していると思ふんです。私が先般
年度末の異動に關しての諸種の資料を

要求したのに、このうちの国立学校の授業料に関する資料、それだけ出てくるんですが、それ以外の資料はまだ私は受け取った覚えがないんですが、いつあの資料はできるんですか、もう一月くらいになるんですがね。

○政府委員(緒方信一君) そのほかの資料と申しますと、各県の予算状況が一つございしますが、これはただいま調査いたしております、今集計いたしておりますから、なるべくすみやかに出させます。

○矢嶋三義君 要望しておきますが、新学期はもう始まったんですね、その前にその資料に基いてここで調査、審議したいという趣旨のもとに資料をお願いしたわけでございしますが、すでに新学期も始まってしまってますから、早急に入手されただけでよろしいから、出していただきたい。これで四回ほど催促したことを申し添えておきます。

○荒木正三郎君 それでは地域給の問題について文部大臣に若干質問をいたします。この地域給の問題については、前に人事院からは是正するようにという勧告があったはずであります。ところがその後政府として特別な措置をとっておられないままに今日に到っているわけでありまして、しかし、地域給の問題は地方の教育行政に重大な支障をきたしているというところは、大臣もよく御承知であるはずなので、私から一々説明をしなくても十分おわかりのことであると思うのであります。そこで、お尋ねをしたいのは、人事院から地域給の是正について勧告があったにもかかわらず、今日まで政府が放置してきた理由ですね、なぜ放置してきたのか、その点について文部大臣の説明を伺いたい。

いと思うんです。特に、私が文部大臣に説明を要求しておる理由は、この地域給の不合理によって一番支障をきたしているのは、地方公務員の中でも教職員であるということでありまして、そういう意味で文部大臣であり、国務大臣である清瀬文相に、なぜこの勧告を放置してきたか、その理由、それをこの際明らかにしてもらいたいと思うのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) この勧告を受けたのは、おそらく前任者の時代でありましたろうと思っておりますので、政府委員より答えていただきたいと思います。

○荒木正三郎君 いや、これは事務関係当局が答える問題では私はないと思います。政府に対して勧告が行われて、で、政府としては放置してきているわけですね。だからその理由を事務当局が答えるというところは、大臣をおいて事務当局が答えるというところは筋違いだと思ふ。だから大臣に要求します。

○国務大臣(清瀬一郎君) それもそうです。つまり、私が、私にかわって答える……

○荒木正三郎君 技術的な問題をお尋ねしているのじゃないのですから、答弁ができないならできないで、わからなければわからないでもいいじゃないですか。率直に言ってもらいたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) これは前任者からの引き継ぎのことでございますし、勧告の当時の状況は私つまびらかにしませんから、そこで事務当局にかわって答えていただく、こういうふうの言うことと同じようにお願いいたします。

○政府委員(緒方信一君) 二十九年に人事院から勧告が出ておりますけれども、この勧告によりますと、不均衡の是正ということでございます。そのためには相当引き上げをはかる、あるいはまた引き上げをはかりませんという、現在についてお尋ねするものがあるいは引き下げるということになるかも知れませんけれども、均衡をはかるということ、不均衡を是正するということでございますから、いずれにいたしましても、なかなかむずかしい問題でございます。もしこれを一律に引き上げることになったとしますと、相当な財政措置も必要でございますし、それらの面からなお研究されておることと私どもも存じております。これは公務員全体の問題でございますので、文部省だけの観点じゃないのでございませうけれども、さような観点からまだ実施に至らず研究中であると私は考えております。

○荒木正三郎君 今の問題について大臣の方から、まあ金がかかるからできないというの、第三次鳩山内閣では全然閣議でも相談もしておらないというのか、そういう点をあなたから明らかにしてもらわなければ、事務当局から言ってもらったつてしょうがないのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 第三次鳩山内閣になってからは、この問題を特に取り上げた記憶はございません。

○荒木正三郎君 それでは文部大臣に質問をいたしますが、第三次鳩山内閣としては、この人事院の勧告というものを完全に無視してきた、こういうふうになると差しかえないのですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 人事院の勧告を完全に無視するなんていう方針はございません。しかしながら、国家の財政その他各種の行政とにみ合せて、できるだけ尊重いたす考えであります。

○荒木正三郎君 私は大臣のおっしゃることはよくわからないのですが、というの、第三次鳩山内閣が成立以來、人事院の勧告については取り上げることがない、こういうお話しですね。それでただいまの説明では、人事院の勧告を完全に無視するという考えはないとおっしゃるということは、私は矛盾していると思うのです。取り上げてみて、そうして困難であるならあるということならばわかりますが、全然取り上げないで、完全に無視してないというところは、私には了解できません。どういふことなんでしょうか、説明してもらいたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 第三次鳩山内閣においては、まだこれを議題にした記憶はございません。しかしながら、給与については担当の大臣がございまして、いざ本日は後日に出席するでございまして、それよりくわしくお聞き願いたいと思ひます。

○荒木正三郎君 それではなぜ勧告を取り上げなかったかということについては一応譲りまして、給与担当大臣にお尋ねをいたすことにいたします。しかし、この際、文部大臣に伺っておきたいのは、私が先ほど申し上げましたように、この地域給の問題で一番困っているのは教職員です。これは大臣もお認めになると思ひます。現にいろいろの問題が起っております。これは全部教職員といつてもよろしい。それく

らいこの問題は地方教育界にいろいろの障害を起してある。そこで教育の担当大臣である清瀬文部大臣は、この問題を教育の責任者の立場から、閣内においてこの問題の解決を推進するような努力をお払いになるということは、私は清瀬文部大臣は進んでされることだと思ふ。過去のことは問いません。そこで今後閣内においてこの問題を取り上げて、そうして推進をするように努力するお考えがあるのかどうなのか、この点を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) この問題がかかる場合には、むしろ人事院の御勧告は勧告でございますから、それを尊重し、いい結果が出るようには努力をいたします。

○荒木正三郎君 私のお尋ねをしておるのは、この問題がかかる場合はということになしに、進んで文部大臣が解決のために、積極的な努力を閣内においてしてもらいたい。そういうことについて文部大臣はよろしいというふうなお考えかどうか、こういうことを聞いておるわけです。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなたの言われることは正しいことのように思ひますから、さういいたします。

○荒木正三郎君 それでは、期間を無制限にするのじゃなしに、できるだけ早い機会に取り上げるように一つ努力を願ひたい。これにつきましては、当文部委員会において、その御報告を願ひたいと思ひます。よろしいですね。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは心得ます。

○荒木正三郎君 この地域給の問題が

非常にいろいろの障害になっているというところ、これは私は新聞で見たわけですが、和歌山県の南の方で人事異動をやったところが地域給が障害になって、その人事異動が円滑にいかない。そのために新学期の始まるのを十日以降に延ばさざるを得ない、こういう事態が起つておるといふことを、私は新聞報道で知ったわけですが、現地に於いて調査をしておるわけではありません。しかし、これは重要な問題だと思ひます。学期始めを延ばさなければならぬ、こういうことは重大な問題だと思ひます。こういうことについて文部省の方で御調査なさつたことがございますか。

○政府委員(緒方信一君) ただいま御指摘の和歌山県のことにつきまして、まだ私は聞いておりません。一般的に申しまして、人事異動に若干の支障が起つておることが、あるいはあるかと存じますけれども、ただいまお話しのようなことは、どういふことであるか、私もよくわかりませんけれども、学校の新学期の始まるのを延ばさなければならぬというの、おそろしく異動を命ぜられた諸君が、地域給の關係で赴任をしないといふことであらうかと存じますが、これはまあどういふことなのか、よく調べてみなければわかりませんけれども、地域給といふものは、原則として、その地域々々の状況に応じてつけられるわけでございますので、一応は公平になつておるはずでございますが、いろいろな事情の変更等もありまして、さういふことが起つておるかも知れません。全体的としては、そういう極端なことではないと存じます、ただいま御指摘のことは、また調べてみます。

○荒木正三郎君 文部大臣には、先ほどの答弁もありましたから、近い将来に努力する、その努力の結果については報告するといふことになつておりますから、私は文部大臣に対する質問は、この問題については、その報告のあつた際になお統括していただきます。ですから文部大臣は、これは相當な努力をしてやつてもらわないと、これは容易に解決しない問題だと私は思つておる。で、どういふ不合理があるかといふことについては申し上げませんが、町村合併等があつて、同じ市町村内においても、地域給のついておる所と、ついていない所とある。これはもう非常に困つております。そういう点、不合理が新しくだんだんできておる実情です。しかもいろいろの問題が起つておる。そういう点から、早急にやつてもらいたいといふふうに考えます。それから、ほんとうは人事院總裁にお尋ねをしたいと思つておつた問題です。それから地方自治庁長官にお尋ねしたいと思つておつた問題ですが、お見えになつておらないわけですが、当局にお尋ねするといふことも私がかかと思ひますが、人事院總裁は後刻見えますか。

○委員長(飯島連次郎君) 先ほどの連絡では、直には来られない。しかし後にまた時間がおくれますと、次の会議の關係で、必ずここに出席されるかどうかといふことは明瞭になつておる。ただいま瀧本給手局長だけがこへ見えております。

○荒木正三郎君 ちよつと御答弁願へるかどうかわかりませんが、瀧本さんにお尋ねいたします。人事院は一年の暮でしたから、地域給の問題について勧告を出されておられます。しかし政府はこの問題を解決するといふ決定をいたしておらないで今日まで来ておるわけなんです。ところが、その後私は事情は相當變つてきておると思ひます。と申しますのは、市町村の合併という新しい問題が昨年は大幅に行われておる。そういう点が一点、それから政府が勧告を了承して対策を立てておらない。こういう実情から見ても、再勧告する考えがあるのかどうかといふ問題です。これはちよつと瀧本さんにお尋ねすることは私は無理な点があると思ひますが、まあしかし非常に事務当局の中心になつておられる方ですから、お尋ねをいたします。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま荒木委員の御質問でございますが、人事院は昭和二十九年の五月二十九日に、地域給の問題について勧告をいたしておるのでございます。その勧告の中に、おきまして、当時におきまして非常に不均衡がございまして、地域につきましても、これを均衡をとる、これは引き上げでございますが、その勧告をいたしたわけでありまして。しかし当時は町村合併が相當促進されておつた状況でございまして、それからまた、小さい町村の合併を一つ勧告として取り上げることが適當かどうかといふ問題もございまして、その勧告の中に合致しまして町村合併等がありました場合に、随時適正な改訂を人事院限りで行なうべきように法律改正をしてもいいたいといふことがあつて勧告してあるのであります。従ひまして町村合併等につきましても、政府側におきましてこの問題を取り上げていただきますならば、これは適正にこの地域給問題が維持できるのではなからうか。このように考へておるのでございます。人事院が勧告いたしましたあとにおきまして国会の当時人事委員会でございますが、衆議院、参議院の人事委員会におきまして、それぞれ御研究がございまして、そして人事院の均衡をとる案よりももう少し大がかりな案を御研究願つたことがあるのでございます。ところで、その御研究の中におきましては、人事院の案を否定するようなことはなかつたのであります。人事院の案につけ加へまして、さらにその範囲を拡大して均衡をとるというような案を御研究になつたのでございます。これはもうすでに御承知の通りでございます。しかしながらその御研究の案といふものは、これは予算的に非常に膨大な予算措置を要するといふようなことで、当時私が聞き及んでおりますところによりますと、主として財政的な理由からこの案を政府側として取り上げられるに至らなかつたように思ひます。しかしその後におきましては、政府側におきましては公務員制度調査会といふものをお作りになりました。そこで給与体系全般の問題、あるいは公務員制度全般の問題を研究されたのであります。その中で地域給の問題を取り上げられまして、そしてこの地域給につきましましては、将来はこれを廃止する方向がよろしい。しかしさしあたる問題といひましたし、これを二段階程度に圧縮するのがよいであらうといふ答申案が出たわけでございます。その答申に基きまして、またあわせて人事院の勧告等を受けておられます政府側といひまして、ただいまはその地域給の善後措置について、公務員制度調査室を中心といたしまして、現在研究を進められておるといふように私は承知いたしております。

○荒木正三郎君 なおお尋ねをいたしますが、一昨年の勧告をせられた當時に比べて、相當経済事情が私は都市と農村との關係において變つてきておると思ひます。で山村といふと、農村といひますか、における生活の実態ですね。これは都市に比べてさう楽でないと思ひます。そういう点、勧告以後の経済事情という点も考慮して、農村地帯の地域給を引き上げる、そういう必要が起つておるのじゃないかと私考するのですが、そういう点についての御所見はどのようになつておりますか。

○政府委員(瀧本忠男君) 地域給問題でございますが、これはいろいろ生活事情の違いがある地域におきまして、同じ額の給与を受けることとしたするならば、その実質賃金と申しますか、そういうものが違つてくるわけでありまして。その原因がどこにあるかと申しますと、物の値段にいろいろの開きがあるといふこともございまして、また生活習慣等が違つていふことによる場合もあると思ひます。いろいろな物価の面から調べてみますと、昭和二十二年當時に比べて、現在は相當圧縮いたしております。たとえば昭和二十二年當時でございますと、おおよそ一八%程度といふものが物価差があつたわけござい

ますが、二十九年から三十年にかけますと、これがおおむね五〇%程度に減じておる。そういう意味におきましては、都市と町村あたりの物価差というものは非常に縮つておるといふことが言ひ得るのではなからうかと思ふのでございませう。しかしながら、実際にその土地々々においてやつておきます生計費の地域差、これは生活内容あるいは生活方式というふうなもの、違いもいろいろ含まれて参るわけにございませうが、その違いというものは昭和二十二年当時と比べて現在ではあまり縮まつていない。たとえば昭和二十二年当時においては、おおむね二四〇%程度の都市と農村におきまして生計費の差があつたのでございませうが、現地ににおきましてはこれが依然として二〇%前後を維持しておる、こういうことになつております。多少は縮まつておりますけれども、物価差ほどの縮まりではない、こういうふうに見ております。もつともわれわれが統計を利用し得ますのは、純農村地帯の統計というものは、なかなかこれは得がたいのでございまして、地方小都市並びに市街を形成しておる町というくらいなところではございますので、その農村地帯の状況と把握しておらないのでございませうけれども、おおむねその辺から推測いたしておる次第であります。

三〇%前後、あるいはそれよりも少し多いかも知れません。その程度の差等があるというふうな状況でございませう。しかしながら、地域給付問題は、地域給付制度が運営される上におきまして、障害というふうなことも相当考へてみなければなりませんし、それから生活の差等といひましても、相当広域にわたつて同程度の生活が営まれておるというふうな事情も考へてみなければならぬのではなからうか。従いまして将来の方向としましては、五、六級地を合せまして五段階現在あるわけにございませうが、これは相当整理される方向が好ましいであらう、このことはすでに公務員制度調査会の答申にもある通りでございませうが、その方向は正しいであらう、このように考へております。

○荒木正三郎君 そうすると、再勧告するといふ考へは今のところないといふのですか。あるいは事情によつては考へてもいいというふうにお考へですか。

○政府委員(瀧本忠男君) これは先ほど御指摘がございましたように、私がここで答弁する限りでないと思ふのであります。すでに三月十五日の参議院の予算委員会におきまして、田村委員から御質問がありましたのに對しまして、人事院総裁は、地域給につきましては、将来の方向としてはこれを廃止することが好ましいであらう、という回答をいたしております。また、三月十七日の参議院の予算委員会におきまして、相馬委員の御質問に對しまして、本問題は公務員制度調査会で現在検討中であるが、まだ結論は出ていないように承わつておるといふ

意味の答弁をいたしておりますし、さらに、三月二十九日の衆議院の内閣委員会におきまして、池田委員から地域給の改正について再勧告する意見がないのかといふ御質問に對しまして、人事院総裁は、地域給問題について近いうちに勧告する考へはない、といふことを申し上げております。

○荒木正三郎君 それでは自治庁の方へお尋ねをいたします。町村合併によりまして、同一市町村内において地域給のアンバランスができておる。この問題に對して地方の行政の面から考へて、自治庁としてはどういふ見解を持っておられるか聞きたい。

○政府委員(小林興三君) 町村合併に伴ひまして、今お尋ねのような事態が相当生じておることはわれわれも聞いております。これは合併の結果によつてだけ始まつたわけではないのであります。この前からでも都市におきましては、そういう事態がなかつたわけじゃないのでございませうが、特に合併でそういう事例が多くなつております。われわれといたしましては、同じ団体の中なら同じ団体の職員は、なるべく同じ扱いの方が万都合がよいという気持はいたしております。しかし、これはまあ地域給の問題は、それぞれ地域の経済事情に即して問題を考えて、というふうな建前になつておつて、法律の上からもそういう趣旨になつておるようになつて存するのであります。われわれの考へ方からいたしましては、同じ団体の者はなるべく同じ方が、できる限りその方が望ましいという気持ではあります。

て政府部内でいろいろ御努力をせられたことがございますか。

○政府委員(小林興三君) これは努力といふのは、結局その内部の統一という問題でございませうが、この問題は実は市町村の段階の問題と、府県の段階、国の段階といふいろいろありまして、市町村の段階なら市町村の吏員の処遇の問題として、市町村の中だけでできるだけ旧町村間のアンバランスをどう調整するかという問題で、それぞれ団体においても、ある程度自主的に考へておるだらうと思ふのでございませう。しかし、それはそれと変りなく、国の公務員なり府県の公務員なり全体として、勤務地の問題をどうするかという問題がこれは別にあるわけにございまして、そこらの問題になつてくれれば、勤務地としての実情をどう調節するかといふことで、大きく解決せられなくちやいかぬのでございまして、われわれの気持から言へば、なるべく国の公務員の建前に準ずることになつております。地方だけの立場からばかり申してもどうかと思ひますけれども、なるべくそうなた方が望ましい、そういう気持ではあります。また、そういう方向にいきたいもんだと考へております。

○荒木正三郎君 いや、努力されておりますか、政府部内で。

○政府委員(小林興三君) それは機会有るたびに、そういう方向に考へていきたいと思つております。

○荒木正三郎君 それではちよつとお尋ねいたしますが、町村合併がありまして、学校の教職員は、私が先ほど言つておるやうに地域給は省のままだらうなわけですが、だから町村合併があつても、新しく編入された農村は地域給がつかないのです。これはなんですか、市役所とか町役場とかいふところに勤めておる人は新しく合併されたらどうなるのですか。全部つくやうになつたのですか。または昔のままだらうなわけですか。その点お伺ひします。

○政府委員(小林興三君) 市町村でそういう勤務地手当の制度をとつておるところは、それは国あるいは府県に準じておりますから、同じやうにやつておると思ひます。しかし、勤務地手当の觀念は、そもそも市町村では普通は従来の市町村の考へ方から言へばない方が多いと思ひます。市町村の小地域に勤務する職員の場合ですから、必ずしも全部やつておつたとか、今までやつておらなかつたとか、そこに問題があらうと思ひます。このうちに従来でも、たとえば京都市などの市街地でも、ああいうようなところはおそらくそういう制度をとつておるだらうと思ひますし、そういうようなところは当然それは一緒にせず、やはりその建前に右へならえをして扱つておるだらうと思つております。

○荒木正三郎君 もうちよつとはつきりお伺ひしますが、ある甲という町がありまして、甲といふ町があります。そこへ乙とか丙とかいふ村を合併したら乙とか丙とかいふ役場へ勤めておつた人が、合併になったら町の吏員になるわけですが、その場合には乙とか丙とかの、前に勤めておつた吏員の人たちは地域給が、もしその町がついておればつくやうになつていくのか、現在のまま、昔のままだらうな

であるのか、その点を聞きたい。簡単に言ってもらいたい。

○政府委員(小林三三三君) それです。町村がかりにありますれば、その町村に地域給のつかない地域が編入になった場合は、これはやっぱり国の地域給の制度に準ずる扱いをしておるだらうと存じます。これは全部私の方で調べたわけじゃありませんが、それに準ずる扱いをしておるものと存じております。

○荒木正三郎君 私はこの点では地方の公務員の中でも、学校の教職員と町村の吏員との間には非常な不合理があると思います。これは調べたというよりも、私は当然だと思ふのですが、町村合併をした場合に、町村の吏員はその中心部に統合されますから、前に地域給がついておらなくても、町村合併によって中心部の役所に勤めましますから、全部地域給が同じようにつくようになつておるのです。これはなるのが当然だと思ふ。今の御答弁、非常にいいで、はつきりしませんが、それが、それは統合されると、その地域給のついてる役所へ勤めることになるのですから、全部つくことになるのです。教職員の場合は統合されない。だから依然としてつかない。これは警察官の場合もあるのです。警察官は駐在所があちこちにあるのです。その駐在所の所在地は地域給がつかないけれども、本署に籍があるから、どこにおいても、みんなつくようになつておる。そういうわけで、町村合併等で一番困つておるのは教職員です。そういう実情にあるわけです。瀧本さんに尋ねますがね、人事院の

方針としては、市町村合併による地域給の問題、同一行政区域内は、できるだけ同一の地域給にする方がいいという考えを持っておられるのかどうか、方針をお聞きしたい。

○政府委員(瀧本忠男君) その点につきましては、二十九年の五月の勧告におきまして、バランスをとりましたために、人事院が地域給の引き上げをやることをいたしたのでありますが、その中におきまして、かりに二段階ぐらいに、たとえば一級地に統合する、そういう場合にそれが市であります場合には、その零級地は一級まで上げてもらいたい、こういう方針でやつておるのであります。ただその従来の市が非常に大きな市でありまして、それが二級と三級に分れておるといふような場合は、零級地が加わりました際に、これを直ちに二級地なり三級地に上げることは、これははかとのバランスがまたありますので、これは漸進的にいくよりしようがないというので、漸進的な方法を考えたわけでありまして、人事院のこの地域給は正の方針といたしましては、なるべく同一行政区域内は同一の地域給であることが望ましいというところは考えております。しかしながらたまたま従来隣りであったものが、合併後に別の地域に入りまして、別の地域がなくなつてしまつていふような場合があるかもしれないから、従いましてそういうところの調節もとりたい、こういう考えでこの前の勧告をいたしたわけでありまして。

○荒木正三郎君 私は地域給の問題について質問は、給与担当の労働大臣に対する質問を残して一応これで終わります。ただ、この際地域給に対する質問があると思ふから、それが済んでから質問をしたいことは、公務員の給与の問題です。この問題については地域給の問題の質問が全部終わつてから、若干の質問を文部大臣並びに人事院に対していたしたいと思ふからよろしく願ひします。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います。が、文部大臣は教職員の給与の問題について関心を持たれておるのかどうか、お伺ひいたします。

○国務大臣(清瀬一郎君) いろいろ所管事務に大きな関係がありますから、関心は持つております。

○矢嶋三義君 教職員の給与の問題のうち地域給は一つですが、関心を持つておるとすれば、現在教職員の給与問題について、どういふ点に問題点があり、どういふところを改善したいとか、是正したいとかいふ、そういうお考えは、必ず私は持つておられると思ひますので伺ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今ここで公表するに熱したような考えはございませんから、荒木さんにお答えいたしたように、閣内において給与大臣とも打ち合せ、十分に検討いたします。

○矢嶋三義君 まあ大臣の御性格から、公約されたことは忠実に努力していただけるものと考えますが、私は大臣は教職員の給与については、失礼ですけれども、あまり積極的な関心を持つておられないのではないかと危惧をいたします。それは先ほどの閣内の御答弁から、あまり教職員の給与についての実態というものを把握されてないといふふうには私は承ります。まことに失礼ですけれども、もう少し部下からよく聴取されて、そして御研究

の上、さらにあなたの政治力で努力していただきたいということをお願いいたします。

そこでこの地域給の問題について私には伺ひますが、大臣御承知ないと思ひますから、あえて私は繰り返します。が、この地域給の問題が、公務員——教職員を含む公務員の生活権の問題、さらにこの公務員の能率向上の問題に、至大な関係があることはもちろんですが、私はそれ以上に大きい問題は、政治に対する不信にこれは結びつくものだと思う。ということは、二十九年の五月に勧告があつて以来というもの、予算委員会等でただしてみますという、漫然と勧告をしたので万々事終れりだ、今公務員調査室で研究しているからというので、もう二年から起きているわけなんです。ところがその秋に衆議院の国会で、先ほど局長が言明されたように、これがある程度人事院の勧告に筆を入れて、そして国会である意思決定をしたわけです。時の衆議院のこのイニシヤをとつた委員長は、その後自治庁長官になつた川島さんなんです。ところがその当面の修正案を作つた一番最高責任者であつた、立法院に席を置かれておつた川島さんは、自治庁長官になつてはおかぶりしてしまつた。内閣全体としても、ほかおかりしてゐるというのが実情なんです。公務員調査室でやつてゐる、やつてゐるというのが、実際進んでないのです。そういう事情を大臣まず知つていただいて、そして公務員、国民から、政治に対する不信の念を払ふ意味からも、早急に私は解決に努力をしていただかなければならぬと思ひます。あえてこの経過を私は申し上げて

おきます。さつそく私は給与担当大臣はもちろんのこと、川島さんは現在与党においても有力な方です、大體文部大臣の国務大臣としての職責を果すのには、常に党との関連をとつて、そしてあなたたは国務大臣としての職責を果されるのをモットーとされておるようでありまして、かように私は取り運んでいただきたいと思ふのであります。が、御所見を承ります。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今矢嶋さんの御勧告及び御忠告の通りに、十分よく調べて善処いたします。

○矢嶋三義君 川島さんと会つていただけませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは会うことにやぶさかではございませんが、現在の党の組織としては、あるいは水田君、政調会長の方が適切かと考えます。

○矢嶋三義君 私の申し上げてゐることは、むしろ私は川島さんに政治的責任を追及したい気持ちでいふわけです。だからあなたが先ほど荒木委員に約束したように、この解決に努力されるとあらば、あなた一人ではなかなか今の膠着している状態というものは動かせないから、だから私は過去の歴史をあなたに参考にしていただけたわけですから党内で川島前自治庁長官にも連絡をとつて、そしてあなたの足らざるところ、そういう力を借りても今の膠着した状況というものを打開するようにしていただきたいという意味であえて申し上げたわけなんです。要望申し上げます。

そこで文部大臣に対する質疑をこゝでちよつと折つて、小林行政部長に承りますが、先ほどのあなたの御答弁

は確かに筋は通っており、通り一べんの答弁ですがね。実際問題として市町村の合併を促進し、その後の発展を期待する立場からは、一番大事なことは、人事の円滑なる交流にあるわけですね。ところが十分あなたも下部の状況を把握していないようですが、町村によると本役場と支所の吏員の人事交流に困っているようです。そういうところが相当あります。これは結局地域給の關係なんですね、必ずしも本役場と支所とが、地域給の問題が何らなく順調に人事交流はできておりません。ずいぶん困っているところがあるようです。そこで私は具体策としてはこういふことが考えられると思いますね。

あなたのところで交付金等交付する場合に、人事院が勧告をした程度のこの地域給の調整ができるように、それを積算の基礎に織り込んでそうして交付するといふような手は、手段は私はあると思うんです。これは非常に私は実際の取扱いだと思えます。そうでない、合併市町村の吏員の人事交流も、教職員の人事異動にも支障をきたしているわけですが、とりあえず私はそういう措置が市町村合併育成をモットーとされている今の地方自治行政から言えはとられるべきじゃないかと思えますが、そういうことの研究をなさったことはございますか。どうか、そういうお取扱いをされるお考えはないかどうか、承りたいと思います。

○政府委員(小林三三三) ただいまのお尋ねの人事の交流の問題は、われわれも一番気にしているところでございます。それで先ほどまあ荒木委員にもお答えいたしましたところですが、役場の吏員の場合は、大抵本役場に勤務しているような場合にはもちろん扱ひも一緒になってしまふわけでございます。支所、出張所の場合は勤務地手当が違ひ扱いをしている場合は、今の問題が起るわけでございますが、実際問題としては、むしろ旧町村間の給与のアンバランスの調整が、私はむしろ現実の問題として一番最初の問題になっているように存じているのでございませう。それでこれはわれわれといたしましても、できるだけすみやかに調整をさせるべきものだと思っております。ただ、これは町村の財政の都合もありますので、一度にできないという点もあります。大体多少の年月、年月といふことではございませうが、月を重ねておりますといふと、おおむねしかるべきところで調節をはかっているように存じているのでございませう。

それから今の交付税の問題は、まあ人事院の勧告を基礎にして交付税の算定をどうこうするといふ問題でございますが、勧告だけをとりて交付税の算定の基礎にするといふことは、これはわれわれとしてもいたしにくいのでございませう。やはりきまつた国の制度を基礎にしてやらざるを得ぬのじゃないかと存じております。これは勧告によつて直ちに右、左といふわけにはいかぬといふのが実情でございます。その点は御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それではもうちょっとお伺ひしますがね。人事院から勧告が出た、政府はおかむりをしてこれを取り上げない。ところが市町村は合併して吏員の人事交流も、またこの学校の

先生方の異動にも非常に困っている。これは皆さん御承知と思いますが、私はいまに育つたものですが、いなかでは昔から村の学校の子供は町の子供に対して一つの卑屈感を持つてゐるわけなんです。といふことは、町の子供は村の子供に、お前の学校はボロ学校だとかいふようなことで、こういう気持といふものが、非常に地方の自治体の相互間の融和といふものを妨けてゐる大きな原因だつたわけですね。市町村が新たに合併して大きい行政規模になつてから、そういう点から払拭して渾然一体となつて新しい村作り、町作りといふものを、地方の首長といふものは多く念願してゐるわけですが、ところが実際は先ほど申し上げたような状況だから、市町村長がやむにやまれず自己の財源で自分の管轄内の学校教職員、あるいは支所の吏員に対して人事院から勧告があつた程度の地域給を出してゐるところがあるわけですがね。そういうところはあるにきつたに苦しい台所から出すから、非常に苦しいわけなんです。

ね。そういうところに対しては特別交付金の交付等に當つて、あなたの方の考慮次第では、私はこれは処置できるものと思ふのですが、いかがでしょう。

○政府委員(小林三三三) 特別交付税の問題は、まあ財政部長の所管です。私からはつきりした意向を申し上げられぬのでございませうが、今矢嶋委員のおっしゃいましたような教職員の、町村の合併の結果勤務地手当に多少の調節が必要だといふようなところで、かりに市町村が何か出してゐるような場合に穴埋めできないかといふ御趣旨でございましたが、これは学校の

教職員に対しましては、市町村から出すべき筋じゃないのでございまして、その点を特別交付税で埋めるといふことは、政府の建前からいつてすべき事柄でもあるまいと、こういうふうに存じております。

○矢嶋三義君 今のあなたの見解は一応それで承つておきます。そこで給与局長に伺ひますがね、あらゆる機会に人事院へ伺ひますと、われわれは勧告した、現在政府の公務員制度調査室で研究しているから、いかによう扱ふかはこの一にかかつて政府の意のあるところにあるんだ、こういうようなことで終始されてゐるが、これはやはり私は責任回避の態度として今の人事院の性格から非難されるべきものではないかと思ふのですが、少くともデータに基いて信念のもとに政府、国会に勧告をされたならば、それを見届けるだけの積極的な熱意があつてしかるべきだ。従つて私は政府内部において、あるいは公式に、あるいは非公式にいろいろ話し合ひがあつてしかるべきだと思ふのです。そのところまで突込んで答弁といふものはいまだかつて承つたことがございませう。そこで私はあなたに伺ひますが、最近政府内部においてそういうような交渉が持たれたかどうか、また、その公務員制度調査室においての研究段階は、いかなる段階にあると、あなたの方では把握されておられるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(瀧本忠男) ただいまの問題でございませうが、私から十分御満足いくように御答弁ができません。これは非常に遺憾でございませうが、われわれといたしましては、やはり日

常政府とも接触いたしておりました、人事院が勧告をいたしたならば、それだけにどうもたといふことは事務的にはないと思つております。といひますのは政府側にもこれを十分説明いたします。その必要の理由を力説しておりますし、また、国会でもこれを十分に説明申し上げておるといふことは、引き続きやつてきたものであるといふふうに思つております。現在公務員制度調査室でどういふ研究をやつておるかといふことにつきましては、これは実はわれわれよくわからないわけではございまして、申し上げますならば、それは推察にだけなすので、私は差し控へたいと思ひます。

○委員(飯島通次郎) ちょっとお知らせいたします。今の問題に關しましては、公務員制度調査室の尾崎参事官が見えられておりますのでお知らせします。

○矢嶋三義君 速記をつけられてゐるから、お答えできないのかとも推察しますが、もしそうだとすると、あと速記をはずして承りますが、少くとも私は人事院の性格からその勧告といふものは尊重されなければならぬし、また、この勧告したものとしましては、その行く末といふものを見届けるという積極的な熱意があつてしかるべきで、調査室でほんとうにどの程度の研究段階にあるか承知してないといふので、私は私に納得しかねる点があることをここで申し上げておきます。

そこで調査室の尾崎参事に伺ひますが、勧告があつても二年経過しているわけですが、どういふ調査をされて、今どういふ段階にあるのか、それから結論を出す時期は、いつを目途に

研究されているのか。そういう角度からお答えを願いたいと思います。

○説明員(尾崎朝實君) 公務員制度調査室長にかわつてお答えを申し上げます。地域給の問題につきましては、人事院から政府に勧告がございました後、政府は公務員制度調査会に答申を求めまして、その答申には、地域給に関連いたしましては、現在の段階をもつと簡素化したしまして、その地域区分につきましては客観的なものでやると、それからその新しい制度に移行するに際しましては、現在の手取りにつきまして下回らないようにすると、こういうようなことで答申があつたわけでございます。

○説明員(尾崎朝實君) 公務員制度調査室長にかわつてお答えを申し上げます。地域給の問題につきましては、人事院から政府に勧告がございました後、政府は公務員制度調査会に答申を求めまして、その答申には、地域給に関連いたしましては、現在の段階をもつと簡素化したしまして、その地域区分につきましては客観的なものでやると、それからその新しい制度に移行するに際しましては、現在の手取りにつきまして下回らないようにすると、こういうようなことで答申があつたわけでございます。

○説明員(尾崎朝實君) 公務員制度調査室長にかわつてお答えを申し上げます。地域給の問題につきましては、人事院から政府に勧告がございました後、政府は公務員制度調査会に答申を求めまして、その答申には、地域給に関連いたしましては、現在の段階をもつと簡素化したしまして、その地域区分につきましては客観的なものでやると、それからその新しい制度に移行するに際しましては、現在の手取りにつきまして下回らないようにすると、こういうようなことで答申があつたわけでございます。

○説明員(尾崎朝實君) 公務員制度調査室長にかわつてお答えを申し上げます。地域給の問題につきましては、人事院から政府に勧告がございました後、政府は公務員制度調査会に答申を求めまして、その答申には、地域給に関連いたしましては、現在の段階をもつと簡素化したしまして、その地域区分につきましては客観的なものでやると、それからその新しい制度に移行するに際しましては、現在の手取りにつきまして下回らないようにすると、こういうようなことで答申があつたわけでございます。

○説明員(尾崎朝實君) 公務員制度調査室長にかわつてお答えを申し上げます。地域給の問題につきましては、人事院から政府に勧告がございました後、政府は公務員制度調査会に答申を求めまして、その答申には、地域給に関連いたしましては、現在の段階をもつと簡素化したしまして、その地域区分につきましては客観的なものでやると、それからその新しい制度に移行するに際しましては、現在の手取りにつきまして下回らないようにすると、こういうようなことで答申があつたわけでございます。

○説明員(尾崎朝實君) 公務員制度調査室長にかわつてお答えを申し上げます。地域給の問題につきましては、人事院から政府に勧告がございました後、政府は公務員制度調査会に答申を求めまして、その答申には、地域給に関連いたしましては、現在の段階をもつと簡素化したしまして、その地域区分につきましては客観的なものでやると、それからその新しい制度に移行するに際しましては、現在の手取りにつきまして下回らないようにすると、こういうようなことで答申があつたわけでございます。

○説明員(尾崎朝實君) 公務員制度調査室長にかわつてお答えを申し上げます。地域給の問題につきましては、人事院から政府に勧告がございました後、政府は公務員制度調査会に答申を求めまして、その答申には、地域給に関連いたしましては、現在の段階をもつと簡素化したしまして、その地域区分につきましては客観的なものでやると、それからその新しい制度に移行するに際しましては、現在の手取りにつきまして下回らないようにすると、こういうようなことで答申があつたわけでございます。

○説明員(尾崎朝實君) 公務員制度調査室長にかわつてお答えを申し上げます。地域給の問題につきましては、人事院から政府に勧告がございました後、政府は公務員制度調査会に答申を求めまして、その答申には、地域給に関連いたしましては、現在の段階をもつと簡素化したしまして、その地域区分につきましては客観的なものでやると、それからその新しい制度に移行するに際しましては、現在の手取りにつきまして下回らないようにすると、こういうようなことで答申があつたわけでございます。

○説明員(尾崎朝實君) 公務員制度調査室長にかわつてお答えを申し上げます。地域給の問題につきましては、人事院から政府に勧告がございました後、政府は公務員制度調査会に答申を求めまして、その答申には、地域給に関連いたしましては、現在の段階をもつと簡素化したしまして、その地域区分につきましては客観的なものでやると、それからその新しい制度に移行するに際しましては、現在の手取りにつきまして下回らないようにすると、こういうようなことで答申があつたわけでございます。

○説明員(尾崎朝實君) 公務員制度調査室長にかわつてお答えを申し上げます。地域給の問題につきましては、人事院から政府に勧告がございました後、政府は公務員制度調査会に答申を求めまして、その答申には、地域給に関連いたしましては、現在の段階をもつと簡素化したしまして、その地域区分につきましては客観的なものでやると、それからその新しい制度に移行するに際しましては、現在の手取りにつきまして下回らないようにすると、こういうようなことで答申があつたわけでございます。

○説明員(尾崎朝實君) 公務員制度調査室長にかわつてお答えを申し上げます。地域給の問題につきましては、人事院から政府に勧告がございました後、政府は公務員制度調査会に答申を求めまして、その答申には、地域給に関連いたしましては、現在の段階をもつと簡素化したしまして、その地域区分につきましては客観的なものでやると、それからその新しい制度に移行するに際しましては、現在の手取りにつきまして下回らないようにすると、こういうようなことで答申があつたわけでございます。

第六部 文教委員会会議録第十四号 昭和三十一年四月十日【参議院】

おりまして、文部大臣に伺いますが、文部大臣先ほどまあ私長く申し上げません、教職員の給与には関心を持っているところのことです。それ

○国務大臣(清瀬一郎君) すべて給与について不公平のないように、それらのことをまああわせて先刻申しました通りよく研究いたします。

○矢嶋三義君 もう一つ念のために、ちよいとい機会ですから承つておきます。ある師範学校を同年次に卒業した二人の先生がいて、一人の先生は途中から昔の高等師範に進学された。そして卒業されて奉職された場合、師範時代に同期生であつた先生よりは給与が低いという場合が点々とあるわけですが、これはもう大臣に私は何うまでもなく不合理だと思つておすね。そういう教職員に給与の不合理な問題が今言つたような例、それから高等学校から中学校に転任した場合に下る。それから地域給の問題、こういう不合理な問題があつて教職員の士気をそぐものがあり、人事交流を妨げ教育の振興の障害となつてゐる給与の問題があるわけなんです。この事実をこの際私は大臣に知つていただき、早急にこういう問題の是正に努力されたいと思つておすね。お約束できますか、お答え願います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 努力はいたします。

○矢嶋三義君 局長の所見いかん。

○政府委員(緒方信一君) 大臣の御趣旨に基きまして私も努力いたしますが、これは教職員だけの問題じゃございませんで、公務員一般に関する問題でございますので、現に先ほどから話の出でおります公務員制度調査会等でも問題になることと存じます。全体の問題としてこれは解決しなければならぬ問題である、かように考へております。

○矢嶋三義君 ただね、局長の言葉の中には私は初局長としては重大な言葉があつたと思つておすね。きょうはこの場だから突つ込んで、時間がなから申し上げませんが、官庁の職階制それから仕事の難易、責任の重いと軽い、軽重ですね、こういうものとの教育関係の教職員、それとは相当異なる特殊面があることは、これは局長もお認めになると思つておすね。従つてさつき地域給の問題について、これは全公務員の問題で公務員調査室でやつてゐる問題だからというその言葉を受けて、公務員全体の問題から云々ということでは解決を遅延されるというのでは、私は問題があると思つておすね。従つてさつき点々をあなたはお認めになつての先ほどの御発言と思つておすね。今まで政府はよく公務員制度全般の問題であるから云々というので、その蔭に隠れて實際は逃げの手を打つてゐると思つておすね。本質は……その典型的なものが地域給の問題なんです。だから重ねて局長の御所見を承つておすね。

○政府委員(緒方信一君) 教職員について、いろいろな特殊な事情があることは十分承知いたしております。ただ、私先ほどお答えしましたのは、特に職責と学歴との関係を最後にお尋ねになりましたので、この問題につきましては、やはり全体の問題として考えなければならぬであらう、こう思つたものですから、その点につきましては特に申し上げた次第で、特殊性があるということを申し上げておきます。

○矢嶋三義君 いずれ次の機会に、これらの問題については大臣の御努力の経過並びに結果について本委員会でも承

わつて、あらためて私は質疑いたしたいと思つたので、きょうはこの程度にとどめておきます。

○荒木正三郎君 地域給の問題について自治庁の一つだけお尋ねをしておきます。地域給の不合理を地方の公共団体自身の力でカバーをしておつたところがあります。ところが今度再建整備法によつてさういふカバーすることがなくなつて、自治庁が許可しないということに非常につづつておるところがあるわけなんです。従来さういふ措置をとつておつたところには、やっぱり認めてやるべきではないかと思つておすね、さういふ点自治庁としては相当ゆとりのある態度をとるべきじゃないかと思つておすね。どうですか。

○政府委員(小林三三三君) まあ具体的問題は聞いておりませんので、はつきりしたことを申し上げかねますが、地域給について市町村でカバーをするという問題は、同じ市町村の職員の問題ならば、私は適当に自主的にやつてもいいであらうと思つておすね。先ほどいろいろお話がありましたけれども、問題は、結局府県の職員、自分たちが給与費を負担しない職員について、市町村が何か特別の措置をやる、矢嶋委員もおっしゃいましたけれども、さういふような問題になつてくると、制度の筋からいって少し問題が出てくる。本来府県が出すべきものについて市町村が出しておるとすれば、出すべき筋はないのじゃないかという議論が出てくる問題だと思つておすね。それで、さういふものについて、交付税とか、さういふ問題はもう考へるべき筋でもないと思つておすね。これは自

九

主的に市町村のやうな問題まで、
そういうとやかくこつちも言うつもり
はないと思つておりますが、再建整備
団体の問題で、具体的にあらは問題
が起つたのかもしれないが、その点
は私具体的事例を聞いておりません
ので、何とも申し上げかねるのでござ
います。給手の問題は、全般的には再
建整備上も、その無理なことはあまり
やつておらぬだろうと、こういうふう
に考へております。

○荒木正三郎君 教職員の場合は、給
手の負担が府県にあります。従つて
そのカバールをする際には府県でカバ
ーをしておたわけです。こういう場合
ですね、やはり自治庁としては、従来
の通りこれに規制を加えて、そういう
ことは一切まかりならぬ、こういう態
度では、やはり問題を相当混乱さす
思ふのです。ですから、そういう場合
には、従来のそういう態度を一応認め
てやると、こういうのかどうかとい
うことです。

○政府委員(小林興三君) この教員
の問題で問題がはつきりしたのであり
ますが、市町村職員の場合と教員の場
合とは事情が違ひまして、市町村職員
の場合は、本給、勤務手当も入れて
市町村の条例に百パーセントまかされ
ておるのであります。それでありま
すから、国の給与の建前を基礎にしな
がら、市町村が自主的に百パーセント決
定する。ところが、教員の場合は、御
承知の通り国の教育公務員に準じてや
るということに法律にびしと書いて
ありまして、そこで、国の制度と違つ
たことを制度の筋としてやるべきでな
いといふことは、これは言えるので

ございます。それでありまますから、
ちよつと市町村職員の場合と違ひまし
て、制度の筋として割ときちつとやら
なければ、これはむしろ法律に違反す
るとか違反しないとかいう議論が得
ることがあるだろう、こういうふう
に存するのであります。その点だけ御
承願したいと思ひます。

○荒木正三郎君 準じてやるというこ
とは、全然ゆとりがないといふこと
じゃないでしょうか。やはり実情とい
うものを若干考慮してやれる、それが地
方の独力でやる場合は差しかえない
のじゃないかと思ひますがね。

○政府委員(小林興三君) まあ準じ
てやる、準ずるといふ場合は、そうい
う考えがあると思ひますが、学校の
教員の場合は、規定が少しきびしく
なつておりまして、これはもちろん荒
木委員も御承知の通りだろうと思ひま
すが、「国立学校の教育公務員の給与
の種類及びその額を基準として定める
ものとする。」というところで、一切
がつさい右へならえといふことを建前
にしておるのじゃないかと存じており
ます。そういうふうな運用しておるの
でございまして、そうした基準の範囲
内での運用は、これはもちろんそれぞ
れ適当にやつておるだろうと思ひま
す。制度そのものの本質は、右へな
らえといふ建前でいくのがこの教育
公務員特例法の趣旨じゃないだろう
か、そういうふうには私は存じておりま
す。

○荒木正三郎君 この法律解釈につ
いては、まだ意見はありますが、一応こ
れは自治庁長官にもお伺ひしたいと思
ひます。そこで、文部大臣にお尋ねい
たしますが、公共企業体関係に対して
調停案が出まして、政府はたしか先般
の閣議でこれを受諾するといふ決定を
せられたやうに聞いております。その
結果、公務員との間に不均衡を生じて
きたわけですね。この不均衡をやつぱり
是正する必要があると私は考へるので
すが、文部大臣は、この不均衡をや
り正すようなお考えをお持ちであ
れるかどうか、何つておきたいと思
ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) その不均
衡が必ず出るであらう、また、これを是
正しようといふことは、あのときまだ
閣議ではきめておりません。ベース・
アップじゃないんだから、大きな不均
衡は生じないだろう、みなこう思つて
おるのです。

○荒木正三郎君 これは人事院の方へ
お尋ねをいたしますが、私はかなりの
不均衡が起つてきておると思ひます
がね。公務員と公企業体関係におい
てですね。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院は、
年末から今度の公企業体関係で調停が
行われまします段階におきまして、もし調
停案が受諾され、かつ実施されました
結果、不均衡が起りますやうな事態
が起きますならば、国交権を持たな
い公務員に明らかに不利な取扱ひをい
たすこととなりますので、もし、不
均衡が起きますやうな場合におきま
しては、一時金等の措置について十分
考へてもらいたいといふ意味の申入書
を、人事院総裁から公務員給与担当大
臣である倉石国務大臣に申し入れをい
たしたのであります。その後、その妥
結の状況を見ておられますと、その数
字等につきましてわれわれが知り得て

いるところがございます。しかし、こ
れを果して三公社五現業に出る業績手
当といふもの、企業形態をしておりま
すところに出ます業績手当といふもの
を取り上げて、これが不均衡と言へる
かどうかといふ問題について人事院
でもいろいろ検討し、また、公共企業
体等調停委員会に対して質問状も
発したのでございますが、その回答
が参りましたところによりましますと、
これは業績手当であるといふ御回答が
あつたのであります。業績手当である
といふことは、これは公企業
に属します給与特例法の第五条、
また、予算総則等、また、三公社五
現業の給与準則等に規定してござい
ます。それによりまして出るべ
き性質のものであつて、これは、業
績があつた、あるいは経費の節約が
あつたといふ場合に、いわゆる独立の
企業体に対してのみ出るものであつ
て、この問題は直ちに一般職に対して
不均衡とは言えないといふやうな政府
側の御解釈もあり、それから調停委員
会からの御回答もあつたのでございま
す。しかしながら、全体的に見まし
て、業績手当だから不均衡だ何だとい
う議論は別にいたしまして、現実に今
度の調停の結果等を見ましますと、ある
公社におきましては、前年より少く
なつておるものもございまして、これ
も、三公社五現業を通過してみま
すと、やはり多少の結果が現れておる
のじゃないか。これも、どれだけ
業績があつたか、経費の節約があつた
かといふことは、われわれつまびら
かにいたす権限もありませんし、調査方
法もございませぬので、わからんので
ありますけれども、感じとしてそう

いふことが言えるのじゃないかとい
うふうにお思ひであります。人事院
総裁も、参議院の内閣委員会におき
まして答へたしておられますやうに、
何らかの一般職公務員に對しまし
ても配慮があることが望ましかったと
いふことは申しておるのであります
けれども、現在の状況におきましては、
業績手当の内容につきまして、われわ
れ十分これを検討することができま
せん。その権限もございませぬし、その
内容等つまびらかにいたすことがで
きませんために、われわれとしては書簡
で申し入れて、政府の判断を待つとい
うことしか手がないうる現状であ
ります。そのことはやつておる次第で
あります。

○委員長(飯島連次郎君) ちよつと申
し上げます。文部大臣から衆議院本会
議に出席を求められております。大臣
に対する御質問があつたら、なるべく
一つ簡単に願ひます。

○荒木正三郎君 端的にお伺ひしま
す。文部大臣は、私の質問に対して、
不均衡は起きていないと思ひますとい
ふ意味のことをおっしゃつたと思ひ
ますが、もし不均衡ができたとい
ふ、これを是正されることは当然であ
るといふお考えは持つておられます
か。

○国務大臣(清瀬一郎君) このこと
は、給与担当大臣がおつて出ますか
ら、それに答へますやうにいたしたい
と思ひます。私がさきに申したのは、
閣内での話があつたかとおつしやる
からして、あれを承諾するときに、三
公社五現業担当の大臣が三人ほどお
りまします。これがために一般公務員
の給与に不均衡を生ずるやうに思わ

からという御報告を受けておるだけのことであつて、立ち入ったことは給与担当大臣から答える方が正確でいいと思います。そのときまでお待ち願ひたいと思います。

○荒木正三郎君 私は非常に無責任な答弁だと思つたのです。それは給与担当大臣に質問します。しかし、私は全く関係のない大臣に尋ねているのじゃないのです。大臣の所管の中には、国家公務員いわゆる大学関係教職員がおられます。それから地方公務員である教職員が五十万からおられるわけですから、給与のことはむしろ知らない、法律だけ作つたらいいのだ、そういう文部大臣なら、私は極端な言い方をしますが、大臣なんか要りません。教職員の給与の問題は、それは文部大臣の重要な問題だと思つたのです。あなたの直接所管をしておられる大学の教授、間接であるけれども地方の教職員、これをわしはその担当じゃないのだ、労働大臣だ、そういう態度では……、これは私は声を大きくして悪かつたですけれども、いけませんよ。やはりこの問題は非常に大事な問題です。だから国家公務員、地方公務員、いわゆる公務員関係と、公企業関係の労働者との間に、給与の不均衡がはつきりと出てきたという場合はどうされますか。是正するようにせられますか。それはわしは知らん、そういう答弁じゃ私は納得しません。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなたのさつきの質問に對して、すでに不均衡は生じないものと内閣は考へて、現業庁の御承認なさることを認めたのでございます。それで私は事は済んでおるのです。しかるに、さらに進んで一般

公務員との関係はどうじゃという第二の問ひがありましたから、一般公務員全体のことに對しては、私が答えるよりも、全体のことは見ておる大臣があるのですから、それにお聞き下さる方が正確でいいと、こう申し上げたのです。

○荒木正三郎君 私は第二の質問はしてないつもりです。ただ一つです、質問は、それは公企業関係に對しては調停案が出たわけですから、その調停案は私が今申し上げなくてもいいと思つた。一時金及び近い将来にベース・アップの問題が中心になつていゝと思つた。それでこれは政府が受諾されたわけですから、この結果不均衡が起つておるといふのが私どもの見解です。しかし大臣は不均衡は起つておらないものと考へるのか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そうです。

○荒木正三郎君 これは私は今ここで論争しようとは思はないのですけれども、今後明らかに不均衡が起つたという場合ですね。ほかおふりはできないだらう、私はこう言つておるのです。その場合には是正されますか、こう言つておるのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 不均衡が起つたならばという仮定のことですが、抽象的に考へれば、世の中に不均衡が悪いのはきまつておるのでありますけれども、しかし、今具體的の三公社五現業のことからは不均衡は起らないという担当者の説明で、これを信用して、われわれは同意したのでございませう。

○矢嶋三義君 関連して……。あのね大臣、もう少しすなおに筋の通つた明確な御答弁をいただけないでしよう

か。荒木委員の言われておるのは、今不均衡は起つていないという説明を聞いて、あなたもそう思つておる。ところがもしこれをさらに検討して不均衡があるということが明白になつた場合とか、また、新たに公企業関係に何かの措置をして不均衡が出たような場合ですね。いろいろな場合があるでしょう、不均衡ができる場合。その不均衡ができた場合には、不均衡のないように国務大臣として努力をされますかと伺つておるのだから、答へは簡単じゃないですか。あえてもう一回御答弁を求めます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今荒木さんも過般の公企業体の業績手当についてのことから、私に御質問なすつておるのです。あのことは不均衡は生じないと思つておるのです。ただ抽象的に不均衡があつたならば是正するかどうか、世の中に不均衡は悪いことですから、これは是正するのが当りまえでしよう。ひとり給与に限らず、ほかのことでも、これはもう公平の原則ですから、しかし今の問題はそうじゃないのでしよう。私がそんな抽象的なことを申し上げてあなた方が御満足なさるはずがない。世の中の不均衡は何もかも是正しようと思つておる。それは政治家の務めです。けれども、今の三公社五現業の調停案を受諾することについて起つた問題ですから、それならば不均衡は生じない、こう認めてわれわれは進んでおるのであります。

○荒木正三郎君 私は現に不均衡が起つておると思つた。それから将来においてさらに不均衡が起るといふ考へを持っています。それは今後なお組

合と当局との間の折衝が行われて、現に行われております。その結果私は不均衡が明白にだんだんなつてくると思ふのです。そういう場合ですね、やはり考慮せられませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私どもはこの間の調停案受諾によつて、すなわち業績手当支給によつては、不均衡は生じておらんと思つておるのです。

○荒木正三郎君 私は人事院はやはり相当独自の判断を下すべきだと思つたのですが、もう少し詳細にこの不均衡の問題を中心にして、現状においてまた将来において起らないと言ひ得るかどうか。私もさういふことは絶対に言ひ得ないと思つたのです。むしろ明かに起りつづつある。こう考へておるのです。人事院の見解をおしやつていた

○政府委員(瀧本忠男君) 先ほども申し上げた通りでございますが、三公社五現業と一般職との間におきまして、給与体系の相違がございまして、それで先ほども申し上げましたように三公社五現業におきましては、いわゆる業績の向上、あるいは経費の節約等がございまして、まあ俗に業績手当というふうな名称で出し得る方法が、給与制度としてあるわけでございます。ところが一般職に對しましてはさういふ制度がない。従ひまして直ちにこれを制度上あるいは法解釈的に均衡不均衡論を問題にいたしましたけれども、どうしても一番しまいのところと比較できないという問題があるのでございまして、われわれは将来に向ひまして、やはり制度の根本においてこの一般職公務員の給与制度という問題を考え直すというこゝをいたしません限り、こ

の問題の解決はつかないのじゃないからうか、このように考へておる次第でございます。

○湯山勇君 今の点ですね、給与局長にお尋ねいたしますが、あなたのおっしゃる点は非常にあいまいな御答弁になつております。そこで私は今の点を順序を追つてお尋ねしたいと思つたのですが、それは先般現業官庁に對しておる国家公務員の給与に關する特例法が出たことを局長は御存じだらうと思つた。現業官庁に對しては、五現業の従業員は団体交渉によつて高い給与を勝ち取つておる。ところが同じ職場におる国家公務員はそれと違つた一般公務員並みの給与の適用を受けておる。これは気の毒だから、特例を認めてこれらの人を現業官庁の、つまり公社職員と現業の組合と同じようにしようというので、当時約二十億ばかりの予算措置を一年だけではありませんが、数年にわたつてなしたはずであります。つまりこのことは、この法律が出たというこゝは、五現業の従業員が一般職の国家公務員よりも給与が有利であるというこゝを認めておられます。それにあわせて一般国家公務員を、そこに動めておるものを引き上げる法律であつたはずで、ですから現在の状態においても、現在そのまゝの状態においても、五現業の職員が国家公務員よりも有利であるというこゝはこれは言を待たない。その法律が証明してあります。そういう状態において今回特別な手当と、それから期末手当の率の引き上げが行われておる。さうだとすれば、どんなに考へても三公社は別として、五現業の従業員が国家公務員より

もともかくも今回一時金で措置されたと分ると、将来ベース・アップの問題は別としても、期末手当に関する限りは有利になったという事は、これは当然だと思ふのですが、給与局長は私が今申し上げましたような点もお認めになりますか。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま御指摘になりました給与特例法でございますが、この給与特例法ができました当時におきましては、給与特例法を制定する必要があるという理由の中におきましては、いわゆる団体交渉権を持つておられますものと、それから同じ企業体に属してはいるが、管理的な業務に従事しておる等のために、団体交渉権のない人々とに給与の体系の相違があつて、両者の調節がうまくいかなかったから、これを団体交渉権を持たない管理的な業務に従事しております者に、団体交渉の結果いろいろ給与体系、あるいは給与制度等につきましても、変つたものが出てくるかも知れない、そういうものをひとしく適用し得るような法律を制定しようというところが目的であつたように私聞いております。ただ、この法律ができましたの曉におきましては、これは別に団体交渉権のない管理的な職務に従事しておる者のみならず、企業体の全部の職員にこの法律がかぶさるという体系になつておる次第であります。その点も一つつけ加えて申し上げたいと思ふのであります。この給与特例法ができました際に二十億出た、そのことは明らかに現業の方が高くて、そうして一般職が低かつたのだというまあお話しでございませうけれども、そういうことになりますると、話が非常にむずかしい

くなるのであります。が、われわれの方といたしましては、現在慎重に検討しておるのであります。が、一体それではいわゆる五現業三公社の給与というものと、それから一般職の給与というものが、一体いかなる状況において均衡がとれておるといふ得るであらうかという問題があるわけでありまして。たとえば六三ベースという当時、まあこれは両者が公務員であつた時代でございます。そのので、その当時を基準にしてその後の推移を見てみるということも一つの方法だと思ひますが、果して六三ベース當時に、この両者のバランスがとれておつたものであつたかという点になります。これはまた問題があつたかと思ひます。で、一体この職務内容が違ひ、また学歴構成等が違ひ、また年齢構成、あるいは勤続年数構成等いろいろの観点から見まして、それぞれ相違があるわけでございます。で、ただ単に平均ベースの推移がどうなつておるかというようにことを調べてみただけでは、なかなか的確な状況把握し得ないのじゃないか、人事院がものを申します場合には、やはり相当の根拠を持つて言ひませうと、それはみんな引っくり返るわけでありまして。従来人事院といたしましては、この三公社五現業の分かれる以前は、これは一般職でございますので、所管しておつたのであります。が、分かれた後におきましては、人事院は調査権もございませうので、その内容等に立ち入つて十分調査することができない。また三公社五現業の方も、なかなか実情をいたしまして資料の提供を、われわれが希望するほどなされないのが、ま

あこれは遺憾ながら実情でございませう。そういう関係で、われわれとして十分なる比較が従来なし得なかつたという事は非常に残念に思つておるものであります。が、人事院としては、昨年大蔵省が行ひました三公社五現業、一般職、特別職等も含めた給与実態調査がございまして、これは全部まだ集計いたされておるわけではございませうが、われわれの方の希望もございまして、いろいろ集計いたしてもらつておるのではありません。が、調査等が近く利用し得るような段階に現在きておるわけでありまして、人事院といたしましては、そういう詳細な資料に基きまして、はつきりしたことでものを申したい。まあ感じとしましては、先ほど荒木委員の御質問に答へた通りでございませうけれども、この問題につきまして人事院が十分ものを言う、責任をもつてものを言うことになりました。十分なる資料を持ちましての上でないと、ものが申せないという現在の段階にあるわけでありませう。

○湯山勇君 これは瀧本さんは、今御答弁の中でも暗にお認めになつておつたように、現在のまあ高いとか安いとかいふことは、個々の業務内容からすべてを検討しなくちゃならないというので、まあそういうことは実際は不可能だと思ひます。で、先ほどおつしやつたのは、分かれるまでは同じ体系でやつてきた、それから分かれた後に今のように団体交渉権を持つものと持たないものとで差ができてきた。差ができたことは事実です。そのできた差をカバーするために、今のような法律ができたのだ。そうすると、今またそれを元の状態に御破算にして積み上げていくという事は、これは実際問題として、今の御答弁が物語つていふように、なかなか不可能だと、そうすると、表われてきた面だけを見れば、どんなに考えても現業官庁の方が不利であつたといふことは言へない。少くとも先ほどのお話のように、団体交渉権を持つていふものと持つていないものの上で今積み上げがなされておることも事実です。だとすれば、それはどれだけ高いとか、あるいはどれだけの差があるとか、こういうことであれば、正確な資料が要りますけれども、そういう定量的なものじゃなくて、定性的といふんです。高いことは高いのだが、幾ら高いかわからない。これくらいなことではこれは人事院としても明確におつたかみになつておると思ひますが、それはどうでしょう。

○政府委員(瀧本忠男君) 繰り返して申し上げるようで恐縮でございますが、人事院が正確な資料を持ちませんのですから、十分三公社五現業の比較ができないという事はございませう。それで本年の三月十三日に人事院總裁から倉石國務大臣に出しました書簡におきまして、調査案の内容に関しまして若干不明な点もございませうが、もしこの調査案が受諾され、実施されまして、そしてその結果一般職との間に不均衡を生ずるおそれがあると予想されますという事は、申し上げるわけでございます。しかしながら、今人事院が、それではどれだけ不均衡があるかといふことは、今の人事院の立場としては言へないのです。で、まあ政府側は不均衡がないところおつしやつておられるわけですから、人事院としましては不均衡が生ずる場合におきましては、団体交渉権が認められておらない一般職国家公務員に不利にならないようにしてもらいたい、こういうことを申し上げたのであります。また、その趣旨で政府側と折衝したのでありますけれども、まあ政府側におかれましては、われわれが聞いておりますところでも、二度ばかりこの問題を閣議でいろいろ御議論があつたやうでございませうが、その結果、不均衡なしとまあ政府側でおつしやいます。また、先ほどから問題になつております給与特例法の第五条の解釈によりますと、既定人員費予算の範囲内から出たものは、みなこれはいわゆる特別の給与ということで業績手当という解釈になつておられて、なかなかつかみどころがないのが現状でございませう。人事院といたしましては、今、現在におきまして、直ちにこの問題をこれ以上さらに推進するという現在法規がないのでございませう。しかしながら、人事院といたしましては、やはり同じく政府職員であります一般職、ことに五現業のごときはこれは国家公務員でございませうから、そういう職員との間にいわゆる均衡という問題が当然起つてくるわけでございます。それから、その点につきましては、現在慎重かつまあ急ぎまして調査研究を進めておるやうな現状でございませう。

○湯山勇君 大体今の御答弁、了解でございますけれども、なお念のために二点だけお尋ねいたしますが、それは私は三公社はちよつと別ワケにしたいと思ひます。五現業について先ほど管理職、身分は明らかに一般職の国家公務員、それでいて給与だけ現業官庁とし

るだけだと思ひます。で調停案の文章をすなおに見て、局長はやはりこれには業續手当を出せということだと御判断になりますか。それとも政府がそう言

れを公社側が、政府側が調停案をのむときまつたような場合においては、国交権を持たない国家公務員との均衡上、国家公務員も何らかの措置をすべきものと思う、こういう発言をされたのです。そのときの浅井総裁の腹は、

〔速記中止〕

○委員長（飯島連次郎君） 速記をつけ
て下さい。

○湯山勇君 従来昇給の財源、これは
何パーセントあれば完全昇給できるか

したり、いろんな要素がございますから、本来予算書に載っておりますところだけでは判断できないところがあります。それでわれわれの方で実態として、それでは三十一年の四月一日現在

でどうしても足りないというようなところにつきましては、これはまた何とか方便を考ええるということでゆくのが適当じゃなろうか、このように考えております。

○委員長(飯島連次郎君) それでは御質問もないようでありますから、本件に関する質疑は終了したものと認めます。
なお……。

○荒木正三郎君 倉石労働大臣と淺井人事院總裁に対する質問は残っており、ますから、次回に……。

○委員長(飯島連次郎君) 承知いたしました。

○委員長(飯島連次郎君) それでは次に、委員会が開会される前に理事会がございましたが、その経過について御報告をいたします。従来当委員会において調査を行なつて参りました諸案件のうち、早急に解決すべきものについて理事会を通じて折衝を行なつて参りました結果、次のような一応の案がまとまつたわけであり、その案につきましましては、すでに御手元に御配付済みのことと思ひます。その一つは、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律案、一、公立養護学校整備特別措置法案、一、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案の三件であります。
速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(飯島連次郎君) 速記をつけ

ただいまの案件につきましては、各会派にお持ち帰りの上、御了解を願ひまして、来週火曜日委員会決定を目標として進行をはかりたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(飯島連次郎君) さよう決定いたします。

それでは本日はこれで散会いたします。
午後四時五十六分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、教育委員会法改正反対に関する請願(第九九一号)(第九九二号)

一、青年学級運営費国庫補助増額に関する請願(第一〇一二号)

一、旧陸軍士官学校等の卒業者に小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与する等の請願(第一〇一六号)(第一〇三〇号)

一、教育委員会法改正等反対に関する請願(第一〇四六号)

一、教科書法案等反対に関する請願(第一〇四七号)

一、福岡県観世音寺保存施設費国庫補助に関する請願(第一〇四八号)

一、国立大学の授業料等値上げ反対に関する請願(第一〇五五号)

一、学校教育法第二十五条及び第七十五条改正に関する請願(第一〇七五号)

第九九一号 昭和三十一年三月十九日受理

教育委員会法改正反対に関する請願(七通)

請願者 長野県埴科郡松代町大字清野 中沢誠一外二百二十六名

紹介議員 棚橋 小虎君

教育委員会発足以来民主教育実現にむかつて着々成果を挙げつつある今日、この制度を改革することは教育に對する国民の関心を冷却することであるから、教育委員の選任方法は、あくまで

も現行法通り直接公選制を堅持され又教育委員会の性格も現行法の主旨を貫き合議制による独立行政執行機関として持続せられたいとの請願。

第九九二号 昭和三十一年三月十九日受理

教育委員会法改正反対に関する請願(二三通)

請願者 京都府船井郡八木町宇神吉八木町立神吉小学校育友会内 高木茂外四百二十一名

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一〇一二号 昭和三十一年三月十九日受理

青年学級運営費国庫補助増額に関する請願

請願者 静岡県島田市道悦島五五二 広住和夫

紹介議員 高瀬莊太郎君

昭和二十八年青年学級振興法が制定され、全国千三百万勤勞青年に教育の場が与えられて以来、青年学級は年ごとに増設され、昭和三十年においては、一万八千学級、学級生数百五万人に及んでゐる。しかるにこれに對する三十年代の国の補助金は、六千万円、一学級当り三千四百円でその負担率はわずかに五、二パーセントにすぎず、地方

においては財政の貧困から青年の要望にすら満足にそい得ない状態に立ちいたつてゐるから、青年学級振興法第十八条を改正して、青年学級運営に要する経費の三分の一を国が負担せられると共に、昭和三十一年度青年学級運営費国庫補助金三億六千万円(一学級二

万円、一万八千学級分)を確保せられたいとの請願。

第一〇一六号 昭和三十一年三月十九日受理

旧陸軍士官学校等の卒業者に小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与する等の請願

請願者 東京都世田谷区玉川奥沢町二ノ九八 福岡新

紹介議員 宮澤 喜一君

現行教育免許法施行法によれば、旧制専門学校卒業業者で教職に三年以上就き成績良好の者に對しては小、中、高等学校教諭の二級普通免許状を授与することになつており、軍人は軍隊並びに軍学校教官として小、中、高、大学卒業業者を被教育者として教育の任に當つてゐたものであるから、軍人として勤務成績優秀であつた者に對して普通免許状を授与しても過分の処遇ではないと思ひ、陸軍士官学校(陸軍航空士官学校、陸軍経理学校、海軍兵学校、海軍機関学校、海軍経理学校等を含む)卒業業者に對しては小、中、高等学校教諭二級普通免許状を、陸軍砲兵学校、陸軍大学校等の卒業業者に對しては中学校教諭一級普通免許状、高等学校教諭二級普通免許状をそれぞれ授与し得るよう教育職員免許法施行法を改正せられたいとの請願。

第一〇三〇号 昭和三十一年三月二十二日受理

旧陸軍士官学校等の卒業業者に小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与する等の請願

請願者 福島県岩瀬郡築石村大字錦田字錦沼 常松健夫

紹介議員 福島県岩瀬郡築石村大字錦田字錦沼 常松健夫

今般政府は、教科書制度の整備改善を図る必要があると称して、教科書法案を提出したが、これは教育委員会法改正案と共に、教育の自主性を破壊し、かつその民主化を妨げるものであるから絶対反対であるとの請願。

第一〇四八号 昭和三十一年三月二十二日受理

福岡県観世音寺保存施設費国庫補助に関する請願

請願者 福岡県築紫郡太宰府町長 森田久外二名

紹介議員 棚橋 小虎君

福岡県太宰府町所在の観世音寺は、天

紹介議員 木村 守江君
この請願の趣旨は、第一〇一六号と同じである。

第一〇四六号 昭和三十一年三月二十二日受理

教育委員会法改正等反対に関する請願

請願者 鹿児島県出水郡江内村江内 水之浦敬次外二百三十名

紹介議員 矢嶋 三義君

教育を国民の手から切り離し、特定の政党や一部の官僚に支配せよとする教育委員会法改正案及び教育職員法案、教科書法案が、今国会で審議されているが、このような、教育の正しいあり方を破壊する法律には反対であるとの請願。

第一〇四七号 昭和三十一年三月二十二日受理

教科書法案等反対に関する請願

請願者 東京都文京区久堅町一〇八日本書籍労組内 眞保潤一郎

紹介議員 矢嶋 三義君

今般政府は、教科書制度の整備改善を図る必要があると称して、教科書法案を提出したが、これは教育委員会法改正案と共に、教育の自主性を破壊し、かつその民主化を妨げるものであるから絶対反対であるとの請願。

第一〇四八号 昭和三十一年三月二十二日受理

福岡県観世音寺保存施設費国庫補助に関する請願

請願者 福岡県築紫郡太宰府町長 森田久外二名

紹介議員 棚橋 小虎君

福岡県太宰府町所在の観世音寺は、天

智天皇の勅願寺として創設され重要文化財二十五点を収納する西日本随一の古名さつであるが、時代の変遷に伴い荒廃をきたし、ことに講堂の腐朽は一日も放置できない状態にあるので、この際本格的に収蔵庫を建設し重要文化財の永久保存を計りたいから、これに対する国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇五五号 昭和三十一年三月二十三日受理

国立大学の授業料等値上げ反対に関する請願

請願者 三重県津市上浜町国立三重大学農学部内三重大学学生会内 平井宏明

紹介議員 菊川 孝夫君

昭和三十一年度の予算案によると、国立大学の授業料並びに受験料の五割方値上げが示されているが、この値上げは、現在の学生生活とその家庭の経済状態からみて、不当なものであると共に、教育の機会均等を著しく阻害するばかりか、私立、公立の大学、高等学校に及ぼす影響も大きいから、国立大学の授業料並びに受験料の値上げには反対であるとの請願。

第一〇七五号 昭和三十一年三月二十四日受理

学校教育法第二十五条及び第七十五条改正に関する請願

請願者 横浜市西区西戸部町三ノ二八六市立西中学校内全国中学校夜間部教育研究協議会内 立石実信

紹介議員 矢嶋 三義君

教育の機会均等を実現し、不就学中学生の絶無を期するため、学校教育法第二十五条を「経済的理由によつて、就学困難と認められる学令児童ならびにその保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない」と改正するとともに、第七十五条に追項として、「経済的理由による就学困難ならびにけん学等の原因としていぢるしう進学が遅滞とみるおそれのある者」を加えられたいとの請願。

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、広島大学教育学部三原分校存置に関する請願（第一〇八〇号）（第一〇四号）（第一二二四号）（第一二五号）（第一二六号）（第一二七号）（第一二八号）（第一二九号）（第一三〇号）（第一三二号）（第一三三号）（第一三九号）

一、夜間定時制高等学校生徒の給食に関する請願（第一〇八二号）（第一〇八三号）（第一一〇三号）

一、旧陸軍士官学校等の卒業者に小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与する等の請願（第一〇八四号）

一、教育委員の公選に関する請願（第一二二〇号）
一、定時制教育及び通信教育振興に関する請願（第一一四二号）（第一一四三号）

第一〇八〇号 昭和三十一年三月二十六日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市長 富田俊一郎外十名

紹介議員 野田 俊作君

四十有余年の古い歴史と伝統を持ち、多年広島県後地方の最高学府として地方文化の向上に寄与してきた広島大学教育学部三原分校が、広島大学教育学部の一方的理由により廃止になるとは、三原市及び近隣の学術文化に及ぼす影響が大きいばかりでなく、教育の機会均等の上から考えても重大であり、広島大学教育学部を整備するためには、必ずしも三原分校を広島市に移す必要はなく、当三原市としても文化センターとして現在並びに将来絶対に大学を存置しなければならぬ事情もあるから、是非とも当三原分校は存置せられたいとの請願。

第一二〇四号 昭和三十一年三月二十七日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市議会議長 播磨一雄外十名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一一二四号 昭和三十一年三月二十九日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市西町九九九 吉名芳太郎外十一名

紹介議員 仁田 竹一君

第一一二五号 昭和三十一年三月二十九日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市本町一、八四八 大藤孝外十名

紹介議員 北 勝太郎君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一一二六号 昭和三十一年三月二十九日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市須波町西原龍司外十名

紹介議員 森田 義衛君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一一二七号 昭和三十一年三月二十九日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市東町三五一定森三郎外十名

紹介議員 三浦 辰雄君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一一二八号 昭和三十一年三月二十九日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市糸崎町二、九一〇 浜中式彦外十名

紹介議員 宮城タマヨ君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一一二九号 昭和三十一年三月二十九日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市旭町三〇四 柴田八郎外十一名

紹介議員 小林 政夫君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一一三〇号 昭和三十一年三月二十九日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市本町一、四一一 岡崎慶三外十名

紹介議員 田村 文吉君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一一三一号 昭和三十一年三月二十九日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市本町 佐藤光男外十名

紹介議員 山川 良一君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一一三二号 昭和三十一年三月二十九日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市本町 吉永竜次郎外十名

紹介議員 早川 慎一君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一一三三号 昭和三十一年三月二十九日受理
広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市本町一、三二二 村上正男外十名
紹介議員 豊田 雅孝君
この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一一三九号 昭和三十一年三月三十日受理
広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市城町六〇二 龍治好道外十名
紹介議員 宮澤 喜一君
この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一〇八二号 昭和三十一年三月二十六日受理
夜間定時制高等学校生徒の給食に関する請願

請願者 東京都台東区浅草蔵前 一ノ二二 原富郎
紹介議員 黒川 武雄君
夜間定時制高等学校の大部分は、働きながら学ぶため夕食をとる暇もなく空腹をかかえて落ち着かぬ心情で学習を続けているが、これは發育盛りの青少年の健康上まことに憂うべきことであるから、中学生徒と同様に夜間定時制高校生徒にも学校給食が実施されるよう特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇八三号 昭和三十一年三月二十六日受理
夜間定時制高等学校生徒の給食に関する請願

請願者 東京都台東区浅草七軒町都立白鷺高校内東京都高等学校主事会内 松井清一
紹介議員 湯山 勇君
この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一一〇三三号 昭和三十一年三月十七日受理
夜間定時制高等学校生徒の給食に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合四ノ二、一四八全国高等学校主事会内 勝村 満
紹介議員 有馬 英三君
この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一〇八四号 昭和三十一年三月二十六日受理
旧陸軍士官学校等の卒業者に小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与する等の請願

請願者 東京都文京区表町一〇九 牛丸福作
紹介議員 松原 一彦君
現行教育免許法施行法によれば、旧制専門学校卒業業者で教諭に三年以上就き成績良好の者に対しては小、中、高等学校教諭の二級普通免許状を授与することになつており、軍人は軍隊並びに軍学校教官として小、中、高、大学卒業業者を被教育者として教育の任に當つていたものであるから、軍人として勤務成績優秀であつた者に対して普通免許状を授与しても過分の処遇ではないと思ふから、陸軍士官学校（陸軍航空士官学校、陸軍經理学校、海軍兵学校、

海軍機關学校、海軍經理学校等を含む）卒業業者に対しては小、中、高等学校教諭二級普通免許状を、陸軍砲兵学校、陸軍大学校等の卒業業者に対しては中学校教諭一級普通免許状、高等学校教諭二級普通免許状をそれぞれ授与し得るよう教育職員免許法施行法を改正せられたいとの請願。

第一一二〇号 昭和三十一年三月二十九日受理
教育委員の公選に関する請願

請願者 長野県西筑摩郡福島町 向城 北川浩外五十六名
紹介議員 棚橋 小虎君
教育委員の選任方法はあくまでも現行法通り直接公選制を堅持し教育委員会の性格もまた現行法の主旨をつらぬき、合議制による独立した行政機関たらしめるよう格段に配慮せられたいとの請願。

第一一四二号 昭和三十一年三月三十一日受理
定時制教育及び通信教育振興に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭町 一、八九八 吉成昭勝 外二千四百名
紹介議員 佐藤清一郎君
働きながら学ぶ青少年にとつて唯一の教育の場である定時制教育及び通信教育が、不合理な国の財政措置等に基因して重大なる危機に臨んでいるから、これが振興を図るため、（一）定時制教育及び通信教育の施設、設備を国の基準にまで高めるために要する経費の半額を国において補助すること、（二）地方交付税交付金に含まれている定時

制教育及び通信教育に従事する教育職員の人件費のうち四割を公立高等学校定時課程教職員費国庫補助法の精神に基いて別わくとする（三）経済上の理由で就学困難な勤労青年に適切な奨学の措置を行うこと、（四）雇よう主の理解を促進すること、（五）夜間高等学校に給食の途を開くこと等の実現を期せられたいとの請願。

第一一四三三号 昭和三十一年三月三十一日受理
定時制教育及び通信教育振興に関する請願（四通）

請願者 千葉県君津郡天羽町湊 三六三 橋本邦彦外一万五千五百十八名
紹介議員 吉田 萬次君
この請願の趣旨は、第一一四二号と同じである。

第一一四二二号 昭和三十一年三月三十一日受理
定時制教育及び通信教育振興に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭町 一、八九八 吉成昭勝 外二千四百名
紹介議員 佐藤清一郎君
働きながら学ぶ青少年にとつて唯一の教育の場である定時制教育及び通信教育が、不合理な国の財政措置等に基因して重大なる危機に臨んでいるから、これが振興を図るため、（一）定時制教育及び通信教育の施設、設備を国の基準にまで高めるために要する経費の半額を国において補助すること、（二）地方交付税交付金に含まれている定時

制教育及び通信教育に従事する教育職員の人件費のうち四割を公立高等学校定時課程教職員費国庫補助法の精神に基いて別わくとする（三）経済上の理由で就学困難な勤労青年に適切な奨学の措置を行うこと、（四）雇よう主の理解を促進すること、（五）夜間高等学校に給食の途を開くこと等の実現を期せられたいとの請願。

第一一四三三号 昭和三十一年三月三十一日受理
定時制教育及び通信教育振興に関する請願（四通）

請願者 千葉県君津郡天羽町湊 三六三 橋本邦彦外一万五千五百十八名
紹介議員 吉田 萬次君
この請願の趣旨は、第一一四二号と同じである。

第一一四二二号 昭和三十一年三月三十一日受理
定時制教育及び通信教育振興に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭町 一、八九八 吉成昭勝 外二千四百名
紹介議員 佐藤清一郎君
働きながら学ぶ青少年にとつて唯一の教育の場である定時制教育及び通信教育が、不合理な国の財政措置等に基因して重大なる危機に臨んでいるから、これが振興を図るため、（一）定時制教育及び通信教育の施設、設備を国の基準にまで高めるために要する経費の半額を国において補助すること、（二）地方交付税交付金に含まれている定時

昭和三十一年四月十四日印刷

昭和三十一年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局